

## 上尾市国民健康保険税の普通徴収に係る納付方法に関する要領

〔令和 8 年 3 月 3 1 日〕  
市民生活部長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要領は、上尾市国民健康保険税条例（昭和 3 0 年上尾市条例第 5 1 号）第 9 条に規定する普通徴収に係る国民健康保険税の納付方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(普通徴収に係る国民健康保険税の納付方法)

第 2 条 普通徴収に係る国民健康保険税の納付の方法は、原則として口座振替の方法による。ただし、口座振替によることができないときは、納付書その他の方法によることができる。

(委任)

第 3 条 この要領に定めるもののほか、普通徴収に係る国民健康保険税の納付方法に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、決裁の日から施行し、令和 8 年度分の国民健康保険税から適用する。